

基 本 仕 様 書

1 自動販売機の規格等

自動販売機設置・管理業者（以下「設置事業者」という。）が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具及び放熱余地等のすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。

また、自動販売機にカウンターが内蔵されており、売上個数や売上金額を表す帳票が出力できる機器とすること。

なお、電気料を算定するための子メーター（計量法に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」といいます。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとし、）を自らの負担で設置すること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等環境負荷を低減した機種とすること。ただし、カップ式自動販売機、紙パック自動販売機については、いわゆる「代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）」を認める。

(3) デザイン

自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

(4) 販売品

ア 販売品目は、酒類、たばこ、パン、カップ麺以外の飲食品とすること。

イ 販売品の容器は、缶、ペットボトル、紙、ビン等とすること。

ウ 販売品の品揃え、切り替えその他の内容変更については、財団と協議すること。

エ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

オ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、財団と協議すること。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」（J I S規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、できる限り施設の躯体に負担が掛からない方法で対策を講じること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

(2) 使用済み容器の回収等

ア 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置すること。既に設置されている箇所については、財団と協議すること。

イ 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとすること。

ウ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、使用済み容器があふれ又は周囲に散乱することがないように、適切な収容容積のものとすること。

エ 回収ボックスには、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、一般ごみが入りにくい形状の容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、一般ごみの混入防止を図ること。

オ 回収ボックスに収納された容器の回収は、設置事業者の責任において適切な頻度で行い、回収ボックスから容器があふれないよう十分に配慮すること。

カ 回収ボックスに収納された容器は、自社他社販売品、持ち込み等問わずすべて設置事業者の責任で回収し、処理すること。なお、回収頻度等について、財団と協議すること。

キ 回収した使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法等関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上高については、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、様式13により販売単価、販売数量、売上金額を販売月の翌月の財団の指定する日までに報告すること。

(4) 維持管理責任

ア 設置事業者は、販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機、回収ボックス及び自動販売機周辺は、清潔に保つこと。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、財団の指示に従うこと。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速な対応をすること。

(5) その他

- ア 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）の仕様がわかるもの（カタログ等）を提出すること。
- イ 自動販売機設置前に、財団に自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式7-2）を提出すること。
- ウ 販売品の構成については、事前に財団と協議すること。

3 貸付料

貸付料は、建物賃貸借契約に基づき、次に掲げるものの合計額とする。

(1) 施設貸付料

施設貸付料は、1台あたり月額3,700円（税込）とする。

(2) 売上金額に対する貸付料

売上金額に対する貸付料は、設置事業者が提出した売上状況報告に基づき、月額売上金額（税抜き）に対して契約書で定める料率を乗じて得た金額に、消費税率を乗じて得た金額とする。

4 電気料

各子メーターにより計測した電気使用量を親メーターにより計測した当該施設の電気使用量で除した値に当該施設の基本料金を除く電気料金を乗じて得た額を自動販売機の電気料とする。

$$\begin{aligned} \text{電気料} = & (\text{子メーターの電気使用量} \div \text{親メーターの電気使用量}) \\ & \times (\text{当該施設の電気料金} - \text{当該施設の基本料金}) \end{aligned}$$